

「おはよう歩こう会」参加者募集！

☎ 歩こう会・最上 ☎ 090-3752-4266

「おはよう歩こう会」では、毎月1回、町内外の景観の良いところでウォーキングしています。

今月は、**9月17日(日)に鳥見山公園を散策します。**
参加を希望される方は、朝6時に町役場にお集まりください(雨天決行)。参加費は無料です。

統計調査員を募集しています

☎ 鏡石町統計調査員協議会
(事務局：町総務課) ☎ 62-2111

鏡石町統計調査員協議会では、統計に関して理解と熱意を持って、国が実施する統計調査の業務に従事して下さる方を広く募集しています。入会をご希望の方は、町総務課までご連絡ください。

水道メーター検針のお知らせ

☎ 上下水道課 ☎ 62-2348

9月13日(水)から20日(水)までの予定で水道メーターの検針を実施します。

町が委託した検針員(腕章着用)が検針に伺いますので、メーターボックスの開閉が出来るよう、周囲の整頓等についてご協力をお願いします。



町民プール長期休館のお知らせ

☎ 鏡石町民プール ☎ 62-1045

町民プール「すいすい」は、9月19日(火)から10月3日(火)まで設備点検及び水抜き清掃のため、長期休館となります。

なお、10月4日(水)からは通常営業となります。

岩農おもしろ講座参加者募集

☎ 岩瀬農業高等学校
担当 松田 ☎ 62-3145

岩瀬農業高等学校では、地域の皆様を対象とした学校開放講座を開催しています。講師は本校の教員や生徒が務めます。どなたでも受講できますので、体験してみませんか。

<講座No.1>

●日時 10月10日(火)
13時30分～15時30分

●内容 キノコの菌床培養に挑戦(園芸科学科)

<講座No.2>

●日時 11月28日(火) 13時～15時
●内容 簡単沢庵と菊芋ピザを作ってみよう
(アグリビジネス科)

<講座No.3>

●日時 11月29日(水) 13時30分～15時
●内容 水ようかん、芋ようかんの製造
(生物生産科)

電話にて受付を承っております。参加される方の氏名、電話番号、希望講座の内容についてお伝えください。定員になり次第受付を終了します。
※申込期限は9月29日(金)16時30分まで

「カラオケ定例会」開催

☎ うつみね歌謡学園鏡石教室
事務局 吉田 ☎ 080-6007-3192

「うつみね歌謡学園鏡石教室」では、毎月1回、カラオケ定例会を開催しています。

●日時 9月24日(日)13時～17時
10月8日(日)13時～17時

●場所 あやめホール(町第一小学校)

●参加費 無料

※正式に入会される方については、年会費1,000円をお預かりします。

犬・猫の飼い主の皆さんへのお願い

☎ 健康環境課 ☎ 62-2115

9月20日から26日は動物愛護週間です。動物は愛情と責任を持って最後まで飼いましょう。

●犬の正しい飼い方について
飼い犬の登録、狂犬病の予防接種を受けさせ、散歩の際は、必ずリードを付け、フンは持ち帰りましょう。

●猫の正しい飼い方について
猫は「室内飼い」をしてください。交通事故、病気、迷子、近隣へのフン尿被害の予防、災害時に同行避難するために重要です。

●その他
飼犬、飼猫が逃げたしまったら、動物愛護センター、役場、警察等へすぐに連絡しましょう。

●新しい飼い主さんを募集しています
動物愛護センターでは、保護された犬や猫を愛情と責任を持って飼養できる方へ譲渡しています。
⇒福島県動物愛護センター ☎ 024-953-6400

不法投棄は犯罪です！みんなで監視を

☎ 健康環境課 ☎ 62-2115

福島県では、毎年9月を不法投棄防止強調月間と定め、重点パトロールなどを実施しています。

なお、不法投棄現場や現場の人に近づいたりすることは危険ですので、絶対にしないでください。

「不法投棄かな？」と思える状況を見つけたら、町健康環境課まで通報をお願いします。

●不法投棄をさせない環境づくりを
不法投棄をなくすには、不法投棄をさせない環境づくりが大切です。除草や樹木をせん定するなど、環境を整えましょう。

※廃棄物を不法に投棄した者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条及び第25条の規定により「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」が科されます。

高久田・鏡沼地区計画

自己用一戸建て住宅の建築が可能になりました

町で県中都市計画高久田・鏡沼地区計画を決定し、県が都市計画法第34条第11号に基づく区域指定をしたことにより、自己用一戸建て住宅を建築することが可能となりました。

なお、住宅を建築する場合は、県中建設事務所と開発許可について協議を行う必要があります。詳しくは、都市建設課までお問い合わせください。

地区計画の縦覧について

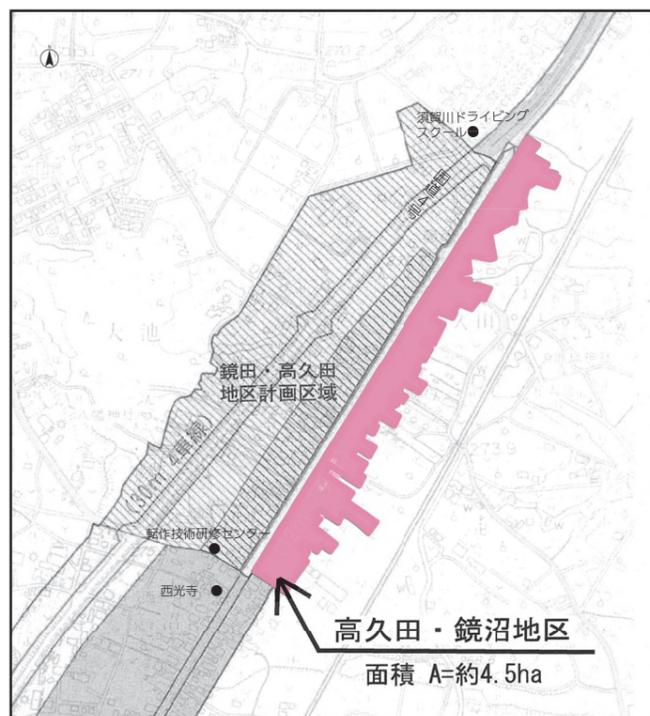
今回決定した地区計画に関する図書の縦覧ができます。

●縦覧図書

- ①地区計画の決定計画書
- ②総括図
- ③計画図

●縦覧場所 町都市建設課

※町HP内でも縦覧可能です。



※都市計画法第34条第11号とは…県等が条例を定め、市街化調整区域のコミュニティ再生や維持のために一定の要件を満たす区域を指定することで自己用一戸建て住宅の建築が可能となる制度。なお、詳細については県都市計画課HPで確認できます。

●問い合わせ先 都市建設課 ☎ 62-2116

農業施設等の安全対策・熱中症対策をしましょう

近年、異常気象や自然災害による被害が増えており、農業における被害も深刻化しています。これからは、台風などが到来する季節となります。用排水路を点検して、ゴミなどは取り除くなど、畦畔が崩壊しないよう必要に応じて補強するなどの対策が有効です。

強い風対策としては、防風ネットの緩みや、パイプハウスの補強なども有効です。早めに点検しておきましょう。

また、全国的に熱中症による農作業中の死亡事故が急増しています。特に、高温条件下で作業を行う際は、注意し、積極的に休憩、水分や塩分の補給をしてください。

●問い合わせ先 産業課 ☎ 62-2118